

第18回 木津川市行財政改革推進委員会

会議次第

日 時：平成24年11月8日（木）午後2時00分～
場 所：木津川市役所 第2北別館会議室

1. 開 会

2. 議 事

第2次木津川市行財政改革大綱（中間案）について

3. そ の 他

4. 閉 会

資 料 （○事前配布 ●当日配布）

- 第2次木津川市行財政改革大綱（中間案たたき台） 対照表
- 中間案関係資料①～④
- 第2次木津川市行財政改革大綱 策定スケジュール（H24.10.30時点）

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
目 次	目 次	【メモ欄の記載について】
I 行財政改革大綱策定の経緯と必要性について	I 行財政改革大綱策定の経緯と必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変更の内容・考え方等 ● 第17回委員会での意見
II 行財政改革の基本理念	II 行財政改革の基本理念	○表現を整理しました。
III 行財政改革の体系	III 行財政改革の体系	
IV 行財政改革の重点改革項目	IV 行財政改革の重点改革項目	○合併後5年間の行財政改革の取り組みにより、一定行政体制等の再構築が行われており、第2次大綱では、この「再構築」されたものを一層「確立」「見直し」することとしました。
1 協働の市政の推進	1 協働の市政の推進	
2 行政体制の <u>再構築</u>	2 行政体制の <u>確立</u>	
3 事務事業の見直し	3 事務事業の見直し	
4 公共施設の <u>再構築</u>	4 公共施設の <u>見直し</u>	
5 財政システムの <u>再構築</u>	5 財政システムの <u>確立</u>	
V 行財政改革の進め方	V 行財政改革の進め方	
1 行財政改革の計画期間	1 行財政改革の計画期間	
2 行財政改革の推進体制	2 行財政改革の推進体制	
3 実施及び進行管理	3 実施及び進行管理	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>I 行財政改革大綱策定の経緯と必要性について</p> <p>～これまで、どのようなことをして来たのか <u>なぜ、今、行財政改革が必要なのか</u>～</p> <p>(第1次大綱策定の経緯)</p> <p>木津川市は、自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置づけて、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により誕生しました。</p> <p>しかしながら、国の三位一体改革等によって、財政的に厳しい状況下での新たな市政のスタートとなり、合併前からの行財政改革の取組を進めるとともに、抜本的な行財政システムの見直しが必要になりました。</p> <p>このため、平成19年10月に市長の諮問機関として、公募市民・各分野の有識者を委員とする「木津川市行財政改革推進委員会」を設けて、今後の行財政改革の指針の策定を諮問しました。</p> <p>そして、同委員会からの答申に基づき、平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱・推進計画」（計画期間：平成20年度から平成24年度）を策定し、また、同年11月には、府内各部署における具体的な取り組みを明示した「行動計画（アクションプラン）」を定めて、新たな行財政改革を</p>	<p>I 行財政改革大綱策定の経緯と必要性</p> <p>～これまで、どのようなをして来たのか <u>なぜ今、行財政改革が必要なのか</u>～</p> <p>(第1次大綱策定の経緯)</p> <p>木津川市は、自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置づけて、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により誕生しました。</p> <p>しかしながら、国の三位一体改革等によって、財政的に厳しい状況下での新たな市政のスタートとなり、合併前からの行財政改革の取組を進めるとともに、抜本的な行財政システムの見直しが必要になりました。</p> <p>このため、平成19年10月に市長の諮問機関として、公募市民・各分野の有識者を委員とする「木津川市行財政改革推進委員会」を設けて、今後の行財政改革の指針の策定を諮問しました。</p> <p>そして、同委員会からの答申に基づき、平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱・推進計画」（計画期間：平成20年度から平成24年度）を策定し、また、同年11月には、府内各部署における具体的な取り組みを明示した「行動計画（アクションプラン）」を定めて、新たな行財政改革を</p>	<p>●小見出し「なぜ、今、」は「なぜ今、」とした方が馴染む。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>スタートしました。</p> <p><u>(第2次大綱の策定の必要性)</u></p> <p>平成20年度以降、木津川市では、<u>大綱等</u>に基づく全庁的な行財政改革に取り組み、各種サービス・料金の見直し、民間委託の推進、繰上償還の実施、職員給与の見直しなどを行ってきました。</p> <p>また、平成21年度からは、新たに行財政改革推進委員会委員を仕分け人とする「事業仕分け」を導入して、市が実施する個別の事業についての評価を開始しました。</p> <p>このような改革により、合併自治体の課題である事務事業、組織の一本化、効率化は進みましたが、その一方で、国の地域主権改革に伴う市町村への権限移譲、リーマンショック</p>	<p>スタートしました。</p> <p><u>(第1次大綱による行財政改革の取り組み)</u></p> <p>平成20年度以降、木津川市では、<u>行動計画</u>に基づく全庁的な行財政改革に取り組み、各種サービス・料金の見直し、民間委託の推進、繰上償還の実施、職員給与の見直しなどを行ってきました。</p> <p><u>そして、その効果額は平成20年度から平成23年度までの4年間の累計で約28億円に達したところです。</u></p> <p>その一方で、<u>行動計画</u>については、<u>その進捗管理の評価基準が明確でなかったことや、特に全庁的な対応が必要な項目について、調査・研究段階に留まったケースがあるといった課題がありました。</u></p> <p>また、<u>こうした行財政改革の取り組みに併せて、平成21年度からは、新たに行財政改革推進委員会委員を仕分け人とする「事業仕分け」を導入して、市が実施する個別の事業についての評価を開始したもの</u>です。</p> <p><u>(第2次大綱の策定の必要性)</u></p> <p>このような改革により、合併自治体の課題である事務事業、組織の一本化、効率化は進みましたが、その一方で、国の地域主権改革に伴う市町村への権限移譲、リーマンショック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次大綱の検証が含まれていない。具体性のある大綱でないと意味がなく、文言の置き換えだけではいけない。 ●現行大綱の総括が必要。それを踏まえての第2次大綱とする必要がある（課題や反省点にも踏み込んだ形で書くべきでは。）。 ○効果額については、第1次大綱の5年間の累計額が確定するのと、平成25年6月以後になるため、現在把握できる4年度分を記載しました。

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>ク後の経済情勢の急激な悪化など、自治体を取り巻く行財政の環境は、一層厳しさを増しています。</p> <p>なかでも、木津川市では、<u>合併自治体に対する地方交付税の特例措置</u>（普通交付税合併算定替^(注)）が、平成28年度以降5年間をかけて段階的に減額・終了することになるため、これに対応できる、子や孫の未来につなぐ持続可能な行財政システムの構築が、待ったなしの<u>課題</u>となっているところです。</p> <p>このため、平成25年度以降も、行財政改革の考え方・理念を継承し、内容をより進化させた「第2次木津川市行財政改革大綱」を定め、不断の改革の取り組みを図る必要があるものです。</p>	<p>ク後の経済情勢の急激な悪化など、自治体を取り巻く行財政の環境は、一層厳しさを増しています。</p> <p><u>また、現在の木津川市は、全国的に見ても稀な人口が増加傾向にある自治体ですが、地域によっては高齢化・人口減少が進行しており、今後、早期の対策が必要になると考えられます。</u></p> <p><u>こうした課題のなかでも、木津川市では、合併自治体の円滑な運営の確保及び均衡ある発展のために設けられた地方交付税の特例措置</u>（普通交付税合併算定替^(注)）が、平成28年度以降5年間をかけて段階的に減額・終了することになるため、これに対応できる、子や孫の未来につなぐ持続可能な行財政システムの<u>確立</u>が、待ったなしの<u>状況</u>となっているところです。</p> <p>このため、平成25年度以降も、行財政改革の考え方・理念を継承し、内容をより進化させた「第2次木津川市行財政改革大綱」を定め、不断の改革の取り組みを図る必要があるものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●木津川市は、現在も人口が伸びるという、全国的に見ても稀な自治体。しかし、日本社会全体として見れば、高齢化・人口減少は避けられないものであり、木津川市でも、早い段階で手を打つことが重要。現実に地域・集落によっては、高齢化が進んでいる。 ○普通交付税合併算定替の趣旨について記載を追加しました。 【推進本部】 ●「行財政システム」「行財政運営」など用語が統一されていない。 ○仕組み面については「行財政システム（の

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ																												
<p>(注) 普通交付税合併算定替</p> <p>合併後の一定期間に限り、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障する制度。木津川市の場合、平成23年度は、この制度によって交付税が約14億円多く交付されています。</p> <p>この約14億円という額は、同年度の木津川市一般会計歳入245億円の約6%に相当し、農林水産業費、商工費、消防費の歳出の合算に近い、非常に大きな金額です。</p> <p>(普通交付税合併算定替イメージ図)</p> <p>通常の算定による合併後の交付税額と、旧町毎に当該年度の合併後普通交付税を算定し合算した額との差額を示す棒グラフ。H28からH33までの期間で、毎年0.9億円から0.1億円まで段階的に減額されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>通常の算定による合併後の交付税額 (億円)</th> <th>旧町毎に当該年度の合併後普通交付税を算定し合算した額 (億円)</th> <th>差額 (合併算定替額) (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>245</td><td>245</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>245</td><td>244.1</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>H30</td><td>245</td><td>243.2</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>H31</td><td>245</td><td>242.3</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>H32</td><td>245</td><td>241.4</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>H33</td><td>245</td><td>240.5</td><td>0.1</td></tr> </tbody> </table>	年	通常の算定による合併後の交付税額 (億円)	旧町毎に当該年度の合併後普通交付税を算定し合算した額 (億円)	差額 (合併算定替額) (億円)	H28	245	245	0.0	H29	245	244.1	0.9	H30	245	243.2	0.7	H31	245	242.3	0.5	H32	245	241.4	0.3	H33	245	240.5	0.1	<p>(注) 普通交付税合併算定替</p> <p>合併後の一定期間に限り、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障する制度。木津川市の場合、平成23年度は、この制度によって交付税が約14億円多く交付されています。</p> <p>この約14億円という額は、同年度の木津川市一般会計歳入245億円の約6%に相当し、農林水産業費、商工費、消防費の歳出の合算に近い、非常に大きな金額です。</p> <p>(普通交付税合併算定替のイメージ図)</p> <p>木津川市が合併して木津町・加茂町・山城町となり、H23からH33までの期間で普通交付税が段階的に減額される様子を示す棒グラフ。合併前はH19～H27と記載されている。</p> <p>【平成23年一般会計歳入決算=245億円】</p> <p>【平成23年度普通交付税=52億円】</p> <p>14億円=普通交付税合併算定替 H28年度から削減、H32年度で終了。 ※ 金額は毎年度見直されます。</p> <p>38億円=本来の木津川市の普通交付税</p> <p>特別交付税 5</p> <p>245</p> <p>57</p> <p>46</p> <p>37</p> <p>88</p> <p>17</p> <p>その他</p> <p>市税</p> <p>国・府支出金</p> <p>市債</p>	<p>／を）確立」、運用面については「行財政運営」という用語で統一しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大綱の交付税の特例措置の減額・終了の説明部分については、もっと読み手が危機意識を持てるように、他経費との比較など、より分かり易い表現・見せ方を工夫するべきではないか。 <p>【資料①】</p>
年	通常の算定による合併後の交付税額 (億円)	旧町毎に当該年度の合併後普通交付税を算定し合算した額 (億円)	差額 (合併算定替額) (億円)																											
H28	245	245	0.0																											
H29	245	244.1	0.9																											
H30	245	243.2	0.7																											
H31	245	242.3	0.5																											
H32	245	241.4	0.3																											
H33	245	240.5	0.1																											

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>II 行財政改革の基本理念 ～ 何を目指して行財政改革を進めるのか ～</p> <p>1 基本理念</p> <p>超高齢社会となった我が国では、今後も、構造的に厳しい財政状況が続くことが見込まれる一方で、<u>国政が不安定で、社会保障制度改革などの方向性が見えにくい状況</u>にあります。また、基礎的自治体への権限移譲が進められ、市が責任を持つ領域が、ますます増えていくことが予想されます。</p> <p>こうしたなかで、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ速やかに対応していくためには、より一層<u>効果的かつ効率的な行財政運営</u>に努めていくとともに、時代と社会の動きに注視し、「自ら考え、行動する」自治体として「持続可能な<u>行財政運営</u>」を確立していかなければなりません。</p> <p>そして、原動力となる職員一人ひとりが、市職員の果たすべき役割が何かを真剣に考え、そのために自らの持つ能力を高め、十分に発揮できるような仕組みづくりが不可欠です。</p> <p>また、さまざまな問題解決にあたっては、職員が、市民</p>	<p>II 行財政改革の基本理念 ～ 何を目指して行財政改革を進めるのか ～</p> <p>1 基本理念</p> <p>超高齢社会となった我が国では、今後も、構造的に厳しい財政状況が続くことが見込まれる一方で、社会保障制度改革などの方向性が見えにくい状況にあります。また、基礎的自治体への権限移譲が進められ、市が責任を持つ領域が、ますます増えていくことが予想されます。</p> <p>こうしたなかで、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ速やかに対応していくためには、より一層「<u>簡素で市民満足度の高い</u>」行財政運営に努めていくとともに、時代と社会の動きに注視し、「自ら考え、行動する」自治体として「持続可能な」<u>行財政システム</u>を確立していかなければなりません。</p> <p>そして、原動力となる職員一人ひとりが、市職員の果たすべき役割が何かを真剣に考え、そのために自らの持つ能力を高め、十分に発揮できるような仕組みづくりが不可欠です。</p> <p>また、さまざまな問題解決にあたっては、職員が、市民</p>	<p>○国政については、今後の選挙後の動向が不明であり、記載を削除しました。</p> <p>○「 」内の文言が、3つの基本理念に繋がるように整理しました。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>と共に悩み、汗をかき、知恵と工夫を出し合う、<u>市民協働・市民参加型</u>の市政の推進が求められています。</p> <p>このような認識のもと、木津川市では、これからの中間案たたき台では、このように定めます。</p> <p>【3つの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と共に創る、協働の自治体 ・簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体 ・自ら考え、行動する自治体 	<p>と共に悩み、汗をかき、知恵と工夫を出し合う、「<u>市民参加・参画、市民協働</u>」の市政の推進が求められています。</p> <p>このような認識のもと、木津川市では、これからの中間案たたき台では、このように定めます。</p> <p><u>なお、ここで言う行財政運営とは、単に事業や組織の適正な管理に留まるものではなく、方針となる政策を定めてその実現を目指すとともに、費用対効果を常に意識する、経営的な考え方</u>に立つものです。</p> <p>【3つの基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と共に創る、協働の自治体 ・簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体 ・自ら考え、行動する自治体 	<ul style="list-style-type: none"> ●「市民参加」という言葉が多く使われているが、行政主導のイメージがある。「市民参画」の方が、市民の主体的な役割が示せるのではないか。 <p>【資料②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これからは、行政も「運営」ではなく「経営」の時代ではないか。 <p>【資料③】</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>○行財政運営のイメージ</p> <p>目指す都市像の実現に向け事業を展開する「総合計画」、その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋めるため「行財政改革」、これら3つを三位一体として、加えて市民等との協働により行政運営を行う。</p> <p>※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法</p>	<p>○行財政運営のイメージ</p> <p>目指す都市像の実現に向け事業を展開する「総合計画」、その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋めるため「行財政改革」、これら3つを三位一体として、加えて市民等との協働により行政運営を行う。</p> <p>※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法</p>	
<p>2 基本理念の目指すもの</p> <p>これからの行財政改革は、組織の改廃、職員や経費の削減などの、<u>量的改革（縮小）</u>に引き続き取り組みつつ、人材の育成・活用や、古い制度を時代のニーズに応じた施策に転換するなどの、質的改革に重点を移し、市民から信頼される質の高い行政サービスを実現していく必要があります。</p> <p>そして、行財政改革を円滑に進めていくためには、市民</p>	<p>2 基本理念の目指すもの</p> <p>これからの行財政改革は、組織の改廃、職員や経費の削減などの、<u>量的改革</u>に引き続き取り組みつつ、人材の育成・活用や、古い制度を時代のニーズに応じた施策に転換するなどの、質的改革に重点を移し、市民から信頼される質の高い行政サービスを実現していく必要があります。</p> <p>そして、行財政改革を円滑に進めていくためには、市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●量的改革（縮小）とあるが、量的改革＝縮小なのか疑問。

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>の理解と協力が不可欠であることから、行政の持つ情報を市民に公開し、説明責任を果たしつつ市民と行政の距離を縮めていくための仕組みづくりが重要となります。</p> <p>これらのこと踏まえ、木津川市の行財政改革にあたっては、3つの基本理念に基づき、行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムの再構築を行うものとします。</p> <p>○1 市民と共に創る、協働の自治体 多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に、木津川市の現状を、わかりやすく説明するとともに、市民との対話、市民<u>参加</u>による検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。</p> <p>○2 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体 行政でなければできないことと、市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが担うことができるものを</p>	<p>の理解と協力が不可欠であることから、行政の持つ情報を市民に公開し、説明責任を果たしつつ市民と行政の距離を縮めていくための仕組みづくりが重要となります。</p> <p>これらのこと踏まえ、木津川市の行財政改革にあたっては、3つの基本理念に基づき、行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムを確立するものとします。</p> <p>○1 市民と共に創る、協働の自治体 多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に、木津川市の現状を、わかりやすく説明するとともに、市民との対話、市民<u>参画</u>による検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。</p> <p>○2 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体 行政でなければならないことと、市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが担うことができるものを</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>選別し、真に行政が担うべき事務事業にあらゆる資源を集中することを目指します。</p> <p>併せて、職員定数の管理や組織機構の見直しを続けるとともに、人事管理制度の改革を行い、簡素で効率的な組織体制の実現を目指します。</p> <p>また、持続可能な<u>行財政運営</u>の確立のため、歳入・歳出の両面で改革を進め、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。</p>	<p>峻別し、真に行政が担うべき事務事業にあらゆる資源を集中し、<u>時代のニーズに応じてメリハリを付けて配分</u>することを目指します。</p> <p>併せて、職員定数の管理や組織機構の見直しを続けるとともに、人事管理制度の改革を行い、簡素で効率的な組織体制の実現を目指します。</p> <p>また、持続可能な<u>行財政システム</u>の確立のため、歳入・歳出の両面で改革を進め、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。</p>	<p>※前回の委員会後に「選別」より「峻別」の方が趣旨になじむのではないかとのご意見をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後は、サービスに差が出ることを書いておいても良いのでは。 ●大綱の中で、めりはりをつけていくことも大事。
<p>○3 自ら考え、行動する自治体</p> <p>変化の激しい社会経済情勢のもと、新たな行政課題に積極的に対応していくために、木津川市が、今、何をすべきかを考え、それを速やかに行動に移すことができる組織体制の実現を目指します。</p> <p>また、人材育成を進めることにより、職員一人ひとりの能力の向上と、課題解決に向けて主体的に取り組むことができる組織風土の実現を目指します。</p>	<p>○3 自ら考え、行動する自治体</p> <p>変化の激しい社会経済情勢のもと、新たな行政課題に積極的に対応していくために、木津川市が、今、何をすべきかを考え、それを速やかに行動に移すことができる組織体制の実現を目指します。</p> <p>また、人材育成を進めることにより、職員一人ひとりの能力の向上と、課題解決に向けて主体的に取り組むことができる組織風土の実現を目指します。</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>III 行財政改革の体系</p> <p>○行財政改革関連計画体系</p> <pre> graph TD A[木津川市行財政改革大綱] --- B[木津川市行財政改革行動計画(アクションプラン)] B --- C1[定員適正化計画] B --- C2[各種方針] B --- C3[各種指針] </pre>	<p>III 行財政改革の体系</p> <p>○行財政改革関連計画体系</p> <pre> graph TD A[木津川市行財政改革大綱] --- B[木津川市行財政改革行動計画(アクションプラン)] B --- C1[定員適正化計画] B --- C2[各種方針] B --- C3[各種指針] </pre>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>IV 行財政改革の重点改革項目 ~ 改革の方向性・考え方と、行うべき取り組み ~</p> <p>行財政改革の基本理念に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取り組みを行っていくものとします。</p> <p>【5つの重点改革項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 協働の市政の推進 2 行政体制の<u>再構築</u> 3 事務事業の見直し 4 公共施設の<u>再構築</u> 5 財政システムの<u>再構築</u> <p>それぞれの重点改革項目には、より具体的な小項目を設け、「行財政改革の方向性・考え方」「これから行うべき取り組み」を示しています。</p> <p>1 協働の市政の推進</p> <p>①市民との協働によるまちづくり (方向性・考え方)</p>	<p>IV 行財政改革の重点改革項目 ~ 改革の方向性・考え方と、行うべき取り組み ~</p> <p>行財政改革の基本理念に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取り組みを行っていくものとします。</p> <p>【5つの重点改革項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 協働の市政の推進 2 行政体制の<u>確立</u> 3 事務事業の見直し 4 公共施設の<u>見直し</u> 5 財政システムの<u>確立</u> <p>それぞれの重点改革項目には、より具体的な小項目を設け、「行財政改革の方向性・考え方」「これから行うべき取り組み」を示しています。</p> <p>1 協働の市政の推進</p> <p>①市民との協働によるまちづくり (方向性・考え方)</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>多様化する市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、市民、コミュニティ組織、NPO、企業など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、実情に応じて積極的に支援・推進する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>行政と市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが公共的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みづくりと、市民等への支援施策の充実を進めるとともに、市民協働を実現するために必要な、職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます。</p>	<p>多様化する市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、市民、コミュニティ組織、NPO、企業など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、実情に応じて積極的に支援・推進する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>行政と市民、コミュニティ組織、NPO、企業などが公共的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みづくりと、市民等への支援施策の充実を進めるとともに、市民協働を実現するために必要な、職員一人ひとりの意識改革に積極的に取り組みます。</p>	
<p>②開かれた市民参加の市政の推進</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>市民に信頼される開かれた市政を推進するためには、市民と行政がまちづくりのビジョンや施策などの情報を共有し対話できる環境や、市民への説明責任を果たし、行政の透明性・公正性を向上する仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p>	<p>②開かれた市民参加・参画の市政の推進</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>市民に信頼される開かれた市政を推進するためには、市民と行政がまちづくりのビジョンや施策などの情報を共有し対話できる環境や、<u>市の意思形成過程に市民が関わる仕組みが必要です。</u></p> <p>また、市民への説明責任を果たし、行政の透明性・公正性を向上する仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p>	<p>○参画部分について、説明を追加しました。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>広報誌やホームページをはじめ、様々な手法を通じて行政が持つ情報をわかりやすく公開するとともに、行政の活動について計画段階から積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、行政評価制度、情報公開制度、パブリックコメント制度等の充実に取り組むとともに、市民との対話、市民参加による検討の機会を確保するなど、市民が市政に参加しやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>広報誌やホームページをはじめ、様々な手法を通じて、財政状況や行財政改革の取り組みなど、市民が市の現状を把握できる情報をわかりやすく公開するとともに、行政の活動について計画段階から積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、行政評価制度、情報公開制度、パブリックコメント制度等の充実に取り組むとともに、市民との対話、市民参画による検討の機会を確保するなど、市民が市政に参加・参画しやすい環境づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行財政改革を進める上では、職員と市民が同じ目線にあることが重要
<p>2 行政体制の再構築</p> <p>①組織改革 (方向性・考え方)</p> <p>行政が効果的かつ効率的に事務事業を処理するためには、政策目標や社会の動きに対応できる、簡素な組織体制となる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>政策や施策・事務事業のまとめり、社会の動きに対</p>	<p>2 行政体制の確立</p> <p>①組織改革 (方向性・考え方)</p> <p>行政が効果的かつ効率的に事務事業を処理するためには、政策目標や社会の動きに対応できる、簡素な組織体制となる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>政策や施策・事務事業のまとめり、社会の動きに対</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>応した組織編成とともに、市民ニーズや行政課題への、速やかな意思決定・対応の観点から、職員一人ひとりの責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織を編成します。</p> <p>また、市民から見て責任・権限の所在がわかりやすい編成、職名とすることに留意します。</p> <p>②定員管理の適正化 (方向性・考え方)</p> <p>責任ある質の高い行政サービスに必要な職員を安定的に確保するためには、今後の行政需要の動向等を勘案しながら、できるだけ増員を抑制する方向性のもと、定員管理を行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>定員管理にあたっては、「事務事業の見直し」「電子自治体の推進」「公共施設の民営化・民間委託」などの取り組みを踏まえて、職員数の適正化に取り組みます。</p> <p>併せて、行政需要に応じた職員の適正配置に努めるとともに、事務事業の共同化などに取り組みます。</p> <p>また、定員管理の適正化にあたっては、職員の年齢</p>	<p>応した組織編成とともに、市民ニーズや行政課題への、速やかな意思決定・対応の観点から、職員一人ひとりの責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織を編成します。</p> <p>また、市民から見て責任・権限の所在がわかりやすい編成、職名とすることに留意します。</p> <p>②定員管理の適正化 (方向性・考え方)</p> <p>責任ある質の高い行政サービスに必要な職員を安定的に確保するためには、今後の行政需要の動向等を勘案しながら、できるだけ増員を抑制する方向性のもと、定員管理を行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>定員管理にあたっては、「事務事業の見直し」「電子自治体の推進」「公共施設の民営化・民間委託」などの取り組みを踏まえて、職員数の適正化に取り組みます。</p> <p>併せて、行政需要に応じた職員の適正配置に努めるとともに、事務事業の共同化などに取り組みます。</p> <p>また、定員管理の適正化にあたっては、職員の年齢</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>構成や新たな行政需要などに留意します。</p> <p>③総人件費の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>木津川市の給与水準は、人事院勧告に準拠して官民格差の是正を行っていますが、引き続き適正な水準の維持に努める必要があります。</p> <p>また、現在、行政サービスの一翼を担っている嘱託職員・臨時職員も含めた、総人件費を抑制する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>今後も公務員制度の動向に留意し、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与に係る制度・運用・水準の適正化を進めます。</p> <p>また、嘱託職員・臨時職員の役割と業務を再確認し、適正な配置と活用を推進することで、時間外勤務手当も含めた総人件費を抑制します。</p> <p>④人材育成の推進と職員・組織の意識改革 (方向性・考え方)</p>	<p>構成や新たな行政需要などに留意します。</p> <p>③総人件費の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>木津川市の給与水準は、人事院勧告に準拠して官民格差の是正を行っていますが、引き続き適正な水準の維持に努める必要があります。</p> <p>また、現在、行政サービスの一翼を担っている嘱託職員・臨時職員も含めた、総人件費を抑制する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>今後も公務員制度の動向に留意し、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与に係る制度・運用・水準の適正化を進めます。</p> <p>また、嘱託職員・臨時職員の役割と業務を再確認し、適正な配置と活用を推進することで、時間外勤務手当も含めた総人件費を抑制します。</p> <p>④人材育成の推進と職員・組織の意識改革 (方向性・考え方)</p>	<p>○人件費の「抑制」については、多方向のご意見があり、たたき台としては、原案のままとしました。</p> <p>【資料④】</p> <p>●総人件費の抑制については、人件費を抑えることが良い仕事に結びつかかという視点が必要ではないか。仕事量・仕事内容に見合った給料という観点も重要である。</p> <p>●今は人件費についても抑制が必要な時代。どこかで歯止めをかけなければならない。民間のような成果主義・能力主義に基づく給与の仕組みも考えていく必要がある。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>今後、市町村は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、企画立案、調整、管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が一層高まるとともに、従来、都道府県が担っていた専門的な行政サービスを提供することとなり、これに対応できる能力と「やる気」を持った職員を育成する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>人材育成の目的や方策を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、業務プロセスの改善、事務マニュアルの作成などにより、総合的な人材育成や、組織風土の改善に努めます。</p> <p>また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組みます。</p> <p>併せて、職員一人ひとりの「やる気」を支援し、その提案が、組織の改善につながるような仕組みづくりに取り組みます。</p>	<p>今後、市町村は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、企画立案、調整、管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が一層高まるとともに、従来、都道府県が担っていた専門的な行政サービスを提供することとなり、これに対応できる能力と「やる気」を持った職員を育成する必要があります。</p> <p><u>また、より効率の良い事務処理、低コストで質の高いサービスや施策の実施方法の検討など、職員の生産性を高めていく必要があります。</u></p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>人材育成の目的や方策を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、<u>各種研修の実施</u>、業務プロセスの改善、事務マニュアルの作成などにより、総合的な人材育成や、<u>職員の生産性の向上</u>、組織風土の改善に努めます。</p> <p>また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組みます。</p> <p>併せて、職員一人ひとりの<u>提案が各種事務事業の改善に繋がる仕組みや、自己啓発に取り組みやすい仕組みをつくることで職員の「やる気」を支援します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同じ給与であっても、より効率の良い仕事、低料金で質の高いサービス・施策を行うなど、職員の生産性を高める工夫が重要。 ○「やる気」の支援策が具体的でなく記載を補強しました。

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>⑤電子自治体の推進 (方向性・考え方)</p> <p>社会のIT化が急速に進む中で、市民の利便性の向上や業務の効率化に高い効果が期待できる電子自治体を推進していく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組みます。</p> <p>また、電子自治体業務の標準化・共同化により、低廉な経費で高い水準の運用が実現できるよう取り組むとともに、共同化できない業務についても、システムとコストのバランスの最適化に取り組みます。</p> <p>併せて、職員のIT能力の向上を図り、業務の効率化を進めます。</p>	<p>⑤電子自治体の推進 (方向性・考え方)</p> <p>社会のIT化が急速に進む中で、市民の利便性の向上や業務の効率化に高い効果が期待できる電子自治体を推進していく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用に積極的に取り組みます。</p> <p>また、電子自治体業務や各種様式の標準化・共同化により、低廉な経費で高い水準の運用が実現できるよう取り組むとともに、共同化できない業務についても、システムとコストのバランスの最適化に取り組みます。</p> <p>併せて、職員のIT能力の向上を図り、業務の効率化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●全国的に、市町村が発行する納付書の書式が統一されていないため、各金融機関では手作業の処理が生じている。書式・様式が統一されれば、機械対応也可能になり、市町村の電算システム更新経費も安価となる。出来るだけ様式統一を進めて欲しい。

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>⑥法令遵守（コンプライアンス）の推進 （方向性・考え方）</p> <p>市の事務事業は、法令等に適合し、透明で公正に執行されなければなりません。こうした法令遵守を常に担保するとともに、違反があったときは適正に対応できる仕組みをつくる必要があります。</p> <p>（行うべき取り組み）</p> <p>職員倫理条例・規則、職員に対する不当な働きかけの記録制度などを推進し、コンプライアンス体制を確立します。</p>	<p>⑥法令遵守（コンプライアンス）の推進 （方向性・考え方）</p> <p>市の事務事業は、法令等に適合し、透明で公正に執行されなければなりません。こうした法令遵守を常に担保するとともに、違反があったときは適正に対応できる仕組みをつくる必要があります。</p> <p>（行うべき取り組み）</p> <p>職員倫理条例・規則、職員に対する不当な働きかけの記録制度などを推進し、コンプライアンス体制を確立します。</p>	
<p>⑦地方債・借入金・公金の適正管理 （方向性・考え方）</p> <p>持続可能な自治体であるためには、地方債・借入金・公金について、経済の動きに留意しつつ、適正な管理を行う必要があります。</p> <p>（行うべき取り組み）</p> <p>必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう地方債の適正管理に努めます。</p> <p>また、公金については、様々なリスクを考慮しながら、安全かつ効率的な管理に努めます。</p>	<p>⑦地方債・借入金・公金の適正管理 （方向性・考え方）</p> <p>持続可能な自治体であるためには、地方債・借入金・公金について、経済の動きに留意しつつ、適正な管理を行う必要があります。</p> <p>（行うべき取り組み）</p> <p>必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう地方債の適正管理に努めます。</p> <p>また、公金については、様々なリスクを考慮しながら、安全かつ効率的な管理に努めます。</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>3 事務事業の見直し</p> <p>①事務事業の見直し (方向性・考え方)</p> <p>すべての事務事業について、今、行政が担うべきものか・効率的に実施されているかを確認し、実施の妥当性の低いものの見直しを含め、事務事業全般の効率化を進める必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>すべての事務事業について、目的、手段、間接コストを含めた経費とその成果を調査し、実施の妥当性や効率性を確認します。</p> <p>実施の妥当性の低い事務事業については、見直しを行うなど、事務事業全般について、より効果的に政策目標を達成する方法がないかを検討し、実施方法の効率化や、民間委託などによる、各種経費の徹底した削減に取り組みます。</p>	<p>3 事務事業の見直し</p> <p>①事務事業の見直し (方向性・考え方)</p> <p>すべての事務事業について、今、行政が担うべきものか・効率的に実施されているかを確認し、実施の妥当性の低いものの見直しを含め、事務事業全般の効率化を進める必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>すべての事務事業について、目的、手段、間接コストを含めた経費とその成果を調査し、実施の妥当性や効率性を確認します。</p> <p><u>また、事業仕分けにより、外部の視点からの事務事業の評価を実施していきます。</u></p> <p>実施の妥当性の低い事務事業については、見直しを行うなど、事務事業全般について、より効果的に政策目標を達成する方法がないかを検討し、実施方法の効率化や、民間委託などによる、各種経費の徹底した削減に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の事業仕分けについては、対象事業の選定から委員会で実施するなどの取り組みが必要ではないか。 また、時間的制約から内容を十分把握できない場合もあるので、実施方法などについては、今後検討して欲しい。

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>なお、新規・拡充事業の実施にあたっては、目的・対象・内容の妥当性、他制度との類似性、将来的な負担などを十分検証した上で、スクラップアンドビルドを徹底します。</p> <p>②補助金・団体支援の見直し (方向性・考え方)</p> <p>補助金や各種団体の支援については、時代と社会に適合した真に必要なものか、またその内容が適正かを確認し、見直しを行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>補助金については、交付基準に基づいて確認を行い、社会経済情勢の変化に伴って必要性や効果が薄れたものの縮小、統合、廃止などを行うとともに、交付の終期を設定するなど適正化に努めます。</p> <p>また、行政が事務局機能を担っている各種団体については、自主的運営に向けた支援を行います。</p>	<p>なお、新規・拡充事業の実施にあたっては、目的・対象・内容の妥当性、他制度との類似性、将来的な負担などを十分検証した上で、スクラップアンドビルドを徹底します。</p> <p>②補助金・団体支援の見直し (方向性・考え方)</p> <p>補助金や各種団体の支援については、時代と社会に適合した真に必要なものか、またその内容が適正かを確認し、見直しを行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>補助金については、交付基準に基づいて確認を行い、社会経済情勢の変化に伴って必要性や効果が薄れたものの縮小、統合、廃止などを行うとともに、交付の終期を設定するなど適正化に努めます。</p> <p>また、行政が事務局機能を担っている各種団体については、自主的運営に向けた支援を行います。</p>	
<p>③外郭団体の見直し (方向性・考え方)</p>	<p>③外郭団体の見直し (方向性・考え方)</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、市政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>それぞれの外郭団体の独立採算に向けた経営改善を支援するとともに、設立目的や業務内容について常に見直しを行います。</p> <p>また、学研都市開発公社を通じて先行取得しながら、長期間保有し活用が図れていない土地については、<u>時価評価を進めるとともに、有効活用と経営環境の改善</u>に向けた土地対策に取り組みます。</p>	<p>外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、市政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>それぞれの外郭団体の独立採算に向けた経営改善を支援するとともに、設立目的や業務内容について常に見直しを行います。</p> <p>また、学研都市開発公社を通じて先行取得しながら、長期間保有し活用が図れていない土地については、有効活用と経営環境の改善に向けた土地対策に取り組みます。</p>	<p>○開発公社の土地の時価評価については、既に整理しており、記載を省きました。</p>
<p>4 公共施設の再構築</p> <p>①公共施設の適正配置と有効活用 (方向性・考え方)</p> <p>公共施設については、提供する各種のサービスと施設維持管理経費や改修経費のバランスを見極め、適正</p>	<p>4 公共施設の見直し</p> <p>①公共施設の適正配置と有効活用 (方向性・考え方)</p> <p>公共施設については、提供する各種のサービスと施設維持管理経費や改修経費のバランスを見極め、適正</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>な配置とする必要があります。</p> <p>また、公共施設に生じた空きスペース等の有効な活用方法も検討する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>施設の統合による機能集約、機能強化を念頭に置き、位置・利用状況・老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置に向けた検討を進めます。</p> <p>余剰施設や施設の空きスペースについては、新たな活用方法を検討するとともに、効果的な活用方法がない施設や老朽化が進み安全性が確保できない施設については、廃止、処分を含めたあり方を検討します。</p>	<p>な配置とする必要があります。</p> <p>また、公共施設に生じた空きスペース等の有効な活用方法も検討する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>施設の統合による機能集約、機能強化を念頭に置き、位置・利用状況・老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置に向けた検討を進めます。</p> <p>余剰施設や施設の空きスペースについては、新たな活用方法を検討するとともに、効果的な活用方法がない施設や老朽化が進み安全性が確保できない施設については、廃止、処分を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●活用方法がない施設についても「あり方を検討」とあるが、活用方法がないのであれば「廃止・処分」を明確にすべき。
<p>②公共施設の計画的な保全管理</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>公共施設は、市民共有の財産であり、できるだけ長期にわたり低コストで活用される必要があります。</p> <p>また、今後、公共施設の改修・更新が一時期に集中すれば、大きな財政負担となるため、計画に基づく平準化を図っていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>施設の保全業務を、事後的なものから予防的なもの</p>	<p>②公共施設の計画的な保全管理</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>公共施設は、市民共有の財産であり、できるだけ長期にわたり低コストで活用される必要があります。</p> <p>また、今後、公共施設の改修・更新が一時期に集中すれば、大きな財政負担となるため、計画に基づく平準化を図っていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>施設の保全業務を、事後的なものから予防的なもの</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>に転換し、機能劣化が起こる前に補修・補強工事を実施することにより、施設の長寿命化と修繕経費の削減を図るための点検・修繕等の計画策定とその運用を推進します。</p> <p>また、全庁的に公共施設の更新時期を<u>集約・調整</u>し、その分散を図ります。</p> <p>③公共施設の民営化、民間委託 (方向性・考え方)</p> <p>公共施設の管理・運営・整備について、公共性を担保しながら、民間に任せられるものは民間に任せて効率性やサービスの質を高めていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>公共施設の管理・運営について、その施設の設置目的を踏まえて、民営化、民間委託、指定管理制度などの導入を検討・推進することにより、企業、N P O、地域コミュニティなどが有する技術力や活力を活用して、サービスや利用者の利便性の向上と、維持管理経費の削減を図ります。</p> <p>また、大規模な公共施設の建設・運営等については</p>	<p>に転換し、機能劣化が起こる前に補修・補強工事を実施することにより、施設の長寿命化と修繕経費の削減を図るための点検・修繕等の計画策定とその運用を推進します。</p> <p>また、全庁的に公共施設の<u>状況を集約した台帳を整備することにより、更新時期を調整し、その分散を図ります。</u></p> <p>③公共施設の民営化、民間委託 (方向性・考え方)</p> <p>公共施設の管理・運営・整備について、公共性を担保しながら、民間に任せられるものは民間に任せて効率性やサービスの質を高めていく必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>公共施設の管理・運営について、その施設の設置目的を踏まえて、民営化、民間委託、指定管理制度などの導入を検討・推進することにより、企業、N P O、地域コミュニティなどが有する技術力や活力を活用して、サービスや利用者の利便性の向上と、維持管理経費の削減を図ります。</p> <p>また、大規模な公共施設の建設・運営等については</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設台帳の整備状況は？どの部署がどれだけの資産を保有しており、その状況がどうかをトータルを把握する必要がある。

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>民間の資金や経営能力を活用する手法（PFI事業）を選択肢の一つとして検討します。</p>	<p>民間の資金や経営能力を活用する手法（PFI事業）を選択肢の一つとして検討します。</p>	
<p>5 財政システムの再構築</p> <p>①歳入の確保と支出の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>安定的な財政基盤を確立するためには、歳入面において、自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるほか、受益者負担の適正化など、新たな財源の確保を進める必要があります。</p> <p>また、歳出面においては、「事務事業の見直し」などと併せて、個別の事業の枠を超えた全庁的な取り組みによる支出の抑制を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>市税、各種料金については、事務の共同化等による徴収対策の強化、適切な課税客体の把握、納付方法の拡充などに取り組み、目標に基づく徴収率の向上を図ります。併せて、受益者負担の適正化や、企業誘致、有料広告などによる新たな自主財源の確保に努めま</p>	<p>5 財政システムの確立</p> <p>①歳入の確保と支出の抑制 (方向性・考え方)</p> <p>安定的な財政基盤を確立するためには、歳入面において、自主財源の中心となる市税収入の向上に努めるほか、受益者負担の適正化など、新たな財源の確保を進める必要があります。</p> <p>また、歳出面においては、「事務事業の見直し」などと併せて、個別の事業の枠を超えた全庁的な取り組みによる支出の抑制を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>市税、各種料金については、事務の共同化等による徴収対策の強化、適切な課税客体の把握、納付方法の拡充などに取り組み、目標に基づく徴収率の向上を図ります。併せて、受益者負担の適正化や、企業誘致、有料広告などによる新たな自主財源の確保に努めま</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広報紙等の広告掲載の大義はどこにあるのか、何のためにやるかということが不明確である。市内事業者の育成のための一助というならわかるが、市外事業者の広告を掲載しているのには違和感がある。 ○前回の委員会でご報告しましたように、新たな自主財源の確保を主たる目的としています。なお、法的には問題ないとされています。 	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>す。また、各種事務事業について、国・府等の補助金などが活用できないかの研究を行います。</p> <p>支出の抑制については、事務用品の一括購入、ペーパーレス化、省エネ、公共工事のライフサイクルコストの低減など、全般的な経費の見直しを行います。</p> <p>②入札・契約制度の改善 (方向性・考え方) 入札・契約については、その過程・内容の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保などを図っていく必要があります。 (行うべき取り組み) 入札・契約の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じた新たな入札・契約制度の導入・運用や諸手続の合理化、簡素化などの改善を進めます。</p> <p>③未利用、低利用資産の有効活用</p>	<p>す。また、各種事務事業について、国・府等の補助金などが活用できないかの研究を行います。</p> <p>支出の抑制については、事務用品の一括購入、ペーパーレス化、省エネ、公共工事のライフサイクルコストの低減など、全般的な経費の見直しを行います。</p> <p>②入札・契約制度の適正運用 (方向性・考え方) 入札・契約については、<u>引き続き</u>その過程・内容の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保などを図っていく必要があります。 (行うべき取り組み) 入札・契約の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じて<u>市として果たすべき役割を検討し</u>、新たな入札・契約制度の導入・運用や諸手続の合理化、簡素化などの改善を進めます。</p> <p>③未利用、低利用資産の有効活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●入札の改善について、実際に不正があつたかのような誤解を招く恐れがあり、表現を見直してはどうか。 ●入札について、落札をするがために無理な低価格入札が行われ、結果として官製ワーキングプアの労働者が生まれる問題がある。木津川市としても公契約条例の導入について議論すべき。

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>(方向性・考え方)</p> <p>市有財産は市民の貴重な財産であり、未利用のまま保有しておくことにより、維持管理費が発生するとともに、税収等を得る機会を逸失するため、売却を含めた利活用方法を検討する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>未利用、低利用資産について、行政財産としての利用可能性を精査し、その可能性があるものについては積極的な活用を図り、その可能性が低いものについては、適宜、処分を進めます。</p>	<p>(方向性・考え方)</p> <p>市有財産は市民の貴重な財産であり、未利用のまま保有しておくことにより、維持管理費が発生するとともに、税収等を得る機会を逸失するため、売却を含めた利活用方法を検討する必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>未利用、低利用資産について、行政財産としての利用可能性を精査し、その可能性があるものについては積極的かつ速やかな活用を図り、その可能性が低いものについては、適宜、処分を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●駅前の駐車場など、整備された後にただちに活用されていない事例が見受けられる。民間では考えにくくスピーディーな活用が必要。
<p>④予算編成の改革</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>市民ニーズや新たな行政課題に速やかに対応できる、効果的かつ効率的な予算編成を行うためには、事業のスクラップアンドビルトを柔軟に行える予算編成の仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式の予算編成制度など、「事務事業の見直し」の促進と、限られた財源の効果的な配分に取り組みます。</p>	<p>④予算編成の改革</p> <p>(方向性・考え方)</p> <p>市民ニーズや新たな行政課題に速やかに対応できる、効果的かつ効率的な予算編成を行うためには、事業のスクラップアンドビルトを柔軟に行える予算編成の仕組みをつくる必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式の予算編成制度など、「事務事業の見直し」の促進と、限られた財源の効果的な配分に取り組みます。</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し (方向性・考え方)</p> <p>地方公営企業会計、特別会計等については、事業を行うための経費を、その事業に係る特定の収入をもつて充てるという独立採算の原則に鑑み、経費の削減、効率化、受益者負担の見直し等により、一般会計からの繰出金の縮減を図る必要があります。</p> <p>また、市が加入する一部事務組合についても、適正で効率的な運営を進め、一般会計からの負担金の縮減を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>(ア) 地方公営企業の見直し</p> <p>地方公営企業については、企業体としての経営管理基盤を強化し、公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の適正化を進め、収入の確保に努めます。</p> <p>(イ) 特別会計の見直し</p> <p>国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計については、今後も制度改正や社会経済状勢の影響</p>	<p>⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し (方向性・考え方)</p> <p>地方公営企業会計、特別会計等については、事業を行うための経費を、その事業に係る特定の収入をもつて充てるという独立採算の原則に鑑み、経費の削減、効率化、受益者負担の見直し等により、一般会計からの繰出金の縮減を図る必要があります。</p> <p>また、市が加入する一部事務組合についても、適正で効率的な運営を進め、一般会計からの負担金の縮減を図る必要があります。</p> <p>(行うべき取り組み)</p> <p>(ア) 地方公営企業の見直し</p> <p>地方公営企業については、企業体としての経営管理基盤を強化し、公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の適正化を進め、収入の確保に努めます。</p> <p>(イ) 特別会計の見直し</p> <p>国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計については、今後も制度改正や社会経済状勢の影響</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>が見込まれるため、環境の変化に対応できる体制の整備と財政の安定化に努めます。</p> <p>(ウ) 一部事務組合の改革</p> <p>一部事務組合については、その行政目的を効果的に達成する方法を検討し、あり方や事務事業の効率化について、積極的に他の構成市町村との協議を進めます。</p>	<p>が見込まれるため、環境の変化に対応できる体制の整備と財政の安定化に努めます。</p> <p>(ウ) 一部事務組合の改革</p> <p>一部事務組合については、その行政目的を効果的に達成する方法を検討し、あり方や事務事業の効率化について、積極的に他の構成市町村との協議を進めます。</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>V 行財政改革の進め方</p> <p>1 行財政改革の計画期間</p> <p>第2次行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。</p> <p>2 行財政改革の推進体制</p> <p>木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、次の2つの組織を置きます。</p> <p>「木津川市行財政改革推進本部」</p> <p>市長を本部長とする、全庁的な行財政改革の推進の核となる組織</p> <p>根拠規定：木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）</p> <p>「木津川市行財政改革推進委員会」</p>	<p>V 行財政改革の進め方</p> <p>1 行財政改革の計画期間</p> <p>第2次行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。</p> <p>2 行財政改革の推進体制</p> <p>木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、次の2つの組織を置きます。</p> <p>「木津川市行財政改革推進本部」</p> <p>市長を本部長とする、全庁的な行財政改革の推進の核となる組織</p> <p>根拠規定：木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）</p> <p>「木津川市行財政改革推進委員会」</p>	

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
<p>公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関 根拠規定：木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）</p> <p>3 実施及び進捗管理</p> <p>行財政改革の実施と進捗管理のため、大綱に基づいて、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、計画的な取り組みを進めます。</p> <p><u>また、行動計画については、毎年度その進捗状況を点検、確認するとともに、社会経済状況の変化等に応じて速やかに対応できるよう追加、修正を行うこととします。</u></p>	<p>公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関 根拠規定：木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年条例第231号）</p> <p>3 実施及び進捗管理</p> <p>行財政改革の実施と進捗管理のため、大綱に基づいて、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、計画的な取り組みを進めます。</p> <p><u>この行動計画については、わかりやすい評価基準を設けて毎年度その進捗状況を点検、確認します。</u></p> <p><u>また、社会経済状況の変化や、府内で実施する事務事業評価、外部の視点から実施する事業仕分けの結果等に留意して速やかに対応できるよう追加、修正を行うこととします。</u></p> <p><u>特に全庁的な取り組みが必要な項目については、毎年度、重点項目を定めて府内の検討会議を設け、着実な進行を図ります。</u></p> <p><u>こうした行財政改革の推進にあたっては、全ての職員が</u></p>	<p>〇P3（第1回大綱による行財政改革の取り組み）に追加した、第1次大綱の課題を踏まえて、第2次大綱の着実な進捗管理を図るための取り組みを追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい評価基準の設定 ・事業仕分け結果への対応を追加 <p>【推進本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の重点項目設定と府内検討会議の設置 ・府内の意識向上 <p>●全員に知らせるためには、単に公開するだけではなく、何らかの工夫が必要。</p>

第2次木津川市行財政改革大綱（素案）	(中間案たたき台)	メモ
なお、行動計画の進捗状況は、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともにホームページなどにより広く市民に公表します。	<p><u>その必要性を認識することが不可欠であり、府内の意識向上に向けた各種の取り組みを行います。</u></p> <p>なお、行動計画の進捗状況については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともにホームページなどにより広く市民に公表します。</p>	

子や孫の未来につなぐ（第16回）：広報きづがわ12月号原稿

10月号の広報では、木津川市の大好きな課題である普通交付税の減額と、これまでの行財政改革の取り組みのあらましをお伝えしました。今回は、より具体的な内容と、第2次木津川市行財政改革大綱（中間案）のパブリックコメントについてお知らせします。

普通交付税の減額について

～市の歳入が減っていきます～

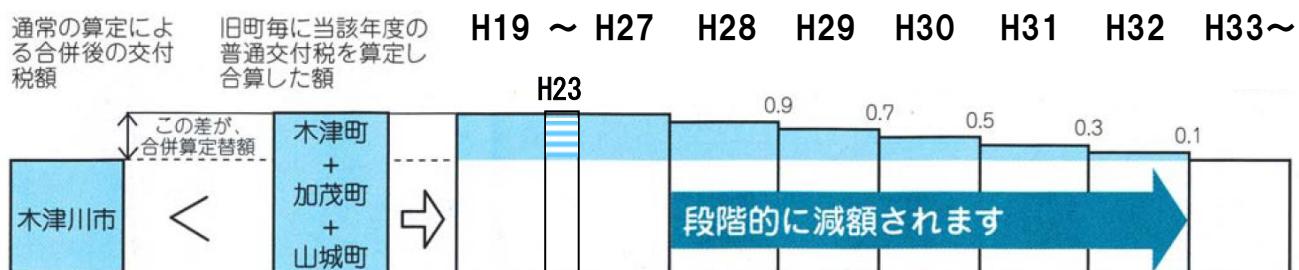


普通交付税とは、自治体の財政力に応じて国から交付されるお金です。

木津川市は、平成23年度には、約52億円の交付を受けました。

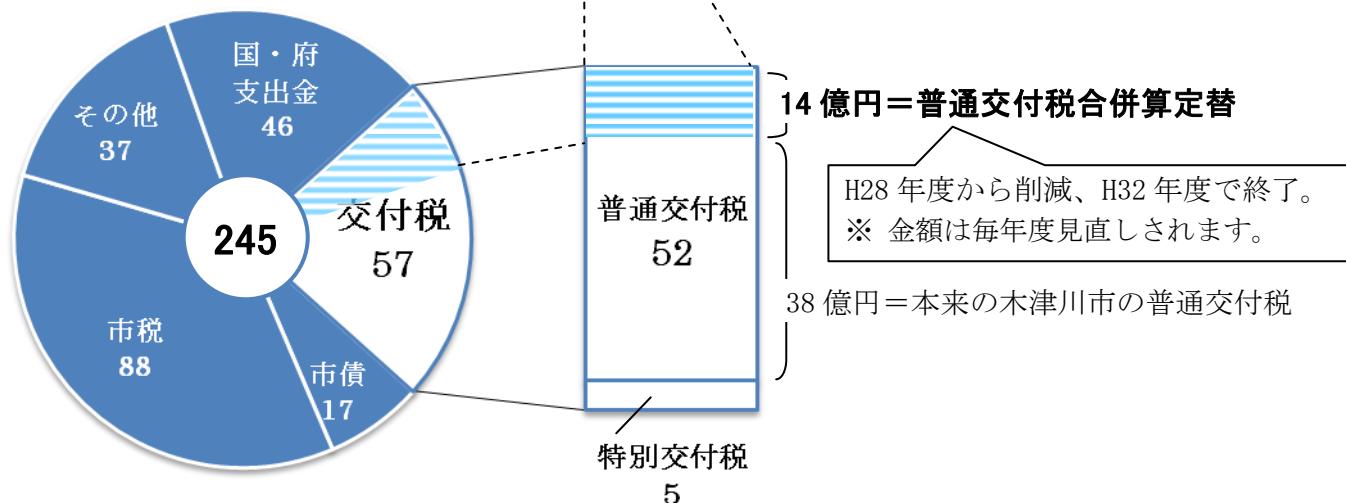
この内の4分の1、約14億円は、『普通交付税合併算定替』という、合併した自治体に期限付きで交付されるお金で、平成28年度から段階的に減額され、平成32年度で終了します。

（普通交付税合併算定替のイメージ図）



【平成23年一般会計歳入決算=245億円】

【平成23年度普通交付税=52億円】



『普通交付税合併算定替』による約14億円は、市の一般会計の歳入の約6%を占めています。これは、市が1年間に、農林水産業・商工業の振興や、消防のために使ったお金の合計にほぼ相当する、とても大きな金額です。



～子どもたちや孫の世代に、健全財政で魅力あるまちを引き継ぐため、
より効果的で持続可能な行財政の仕組みづくりが必要です。～

これまでの行財政改革について

行財政改革で28億円を削減

H20～H23 年度の行財政改革の累計効果額

区分	主な内容	効果額 (万円)
歳出減	イベントの整理・統合	1,313
	職員の定員管理	19,670
	職員給与・手当の見直し	56,793
	時間外勤務の縮減	13,000
	繰上償還の実施	106,699
	庁内LAN等の維持管理の見直し	4,583
	市税前納報奨金の廃止	7,160
	高齢者福祉手当の廃止	3,631
	事務事業の民間委託	7,014
	コミュニティバス利用料の見直し	3,691
	枠配分型予算の導入	18,596
	特別会計の見直し(下水道会計)	7,893
	その他	2,494
	計	252,537
歳入増	徴収体制の強化(税の共同化等)	11,297
	職員駐車場の有料化	2,123
	未利用財産の売却	13,386
	その他	425
	計	27,231
合計		27 億 9,768 万円

第2次木津川市行財政改革大綱（中間案）

～このような取り組みをしてきました～

限られた財源で、より良い市民サービスを行うため、スクラップ アンド ビルドの考え方に基づき、時代のニーズにあった事業への転換、サービスの向上を行っています。



市税前納報奨金 ⇒ コンビニ納付

市税を前納した方への報奨金制度にかえて、コンビニでの納付制度を導入して、お仕事などで日中お忙しい方も、税や料金を納付しやすい体制整備を行いました。【平成22年度～】

高齢者福祉手当 ⇒ 人間ドック助成 等

一律の現金給付制度であった高齢者福祉手当にかえて、その経費で後期高齢者人間ドック助成や高齢者住宅火災警報器設置事業（平成23年度まで）を実施しました。【平成22年度～】

児童クラブ使用料見直し ⇒ サービス拡充

児童クラブの使用料を値上げするかわりに、早朝保育・延長保育の実施、開所日を増やすなど、より利用される方のニーズにあったサービスに見直しました。【平成24年度～】



パブリックコメント・ご意見をお待ちしています。

行財政改革大綱は、市の行財政改革の指針となる計画です。この大綱の計画期間が本年度末で終了するため、公募市民・民間の有識者からなる行財政改革推進委員会に第2次大綱の策定を諮問しています。このたび、中間案が取りまとまりしたので、市民の皆さんにお知らせすると共に、ご意見を募集します。

(募集期間) 12月 日()～月 日()

(対象) 市内にお住まい又はお勤め・通学の方、市内の事業所など

(計画(中間案)の公表)

中間案及び意見提出用紙は次の場所で配布します。（各場所とも開庁時間に限る）

・市役所 財政課行財政改革推進室、学研企画課

・支 所 加茂・山城支所市民福祉課 ・図書館 中央・加茂・山城図書館

・市ホームページ (<http://www.city.kizugawa.lg.jp>) からもダウンロードできます。

(提出・問合)

月 日(当日消印有効)までに、意見提出用紙に住所、氏名または団体名、電話番号などを記入し、直接または郵送、Fax、電子メールで提出してください。

〒619-0286 木津川市役所財政課行財政改革推進室（市役所本庁4階）

☎75-1202 Fax72-3900 E-mail:gyokaku@city.kizugawa.lg.jp

○ 「市民参加」と「市民参画」

大辞林 第三版（三省堂）

さんか [参加]

（名）スル

- ① 会や団体など目的をもつ集まりの一員になること。行動をともにすること。
「平和運動に一する」
- ② 法 ある法律関係に当事者以外の者が関与すること。

さんかく [参画]

（名）スル

（政策や事業などの）計画に加わること。
「草案の起草に一する」

（市政運営における一般的な用語使用の傾向）

市民参加	市民参画	市民協働
<ul style="list-style-type: none"> ○「関わること」に主眼 ○市民は実行者にならない 	<ul style="list-style-type: none"> ○意志形成過程への関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ○「行動すること」に主眼 ○市民が実行者になる
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 ・意見募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ ・外部評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・アダプト ・自主管理

○ 「運営」と「経営」

大辞林 第三版（三省堂）

うんえい [運営]

（名）スル

組織や機構などを動かし、うまく機能するようにすること。

「一方針」「会を一する」

けいえい [経営]

（名）スル

① 方針を定め、組織を整えて、目的を達成するよう持続的に事を行うこと。

特に、会社事業を営むこと。

「会社を一する」「一不振」「植民地の一」「学級一」

②～④（略）

総務省ホームページ

地域経営塾



これまでの縦割り行政、削減型行政改革といった従来型の行政運営を根本から見直し、市町村がコスト意識、スピード意識、サービス精神など経営感覚をもつて地域をマネジメントする総合行政主体へと変革するために、それを支える地域の人材育成を目的として実施しています。

○塾生（対象者）

主として、市町村長、市町村幹部職員が対象

○ 総人件費の「抑制」について

大辞林 第三版（三省堂）

よくせい [抑制]

（名）スル

- ① たかぶろうとする感情、激しい欲望、衝動的な行動などをおさえてとめること。
「痛みを一する」「感情を一する」
- ② 急激に進もうとするものをおさえとめること。「インフレの一」
- ③（略）

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 （略）

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

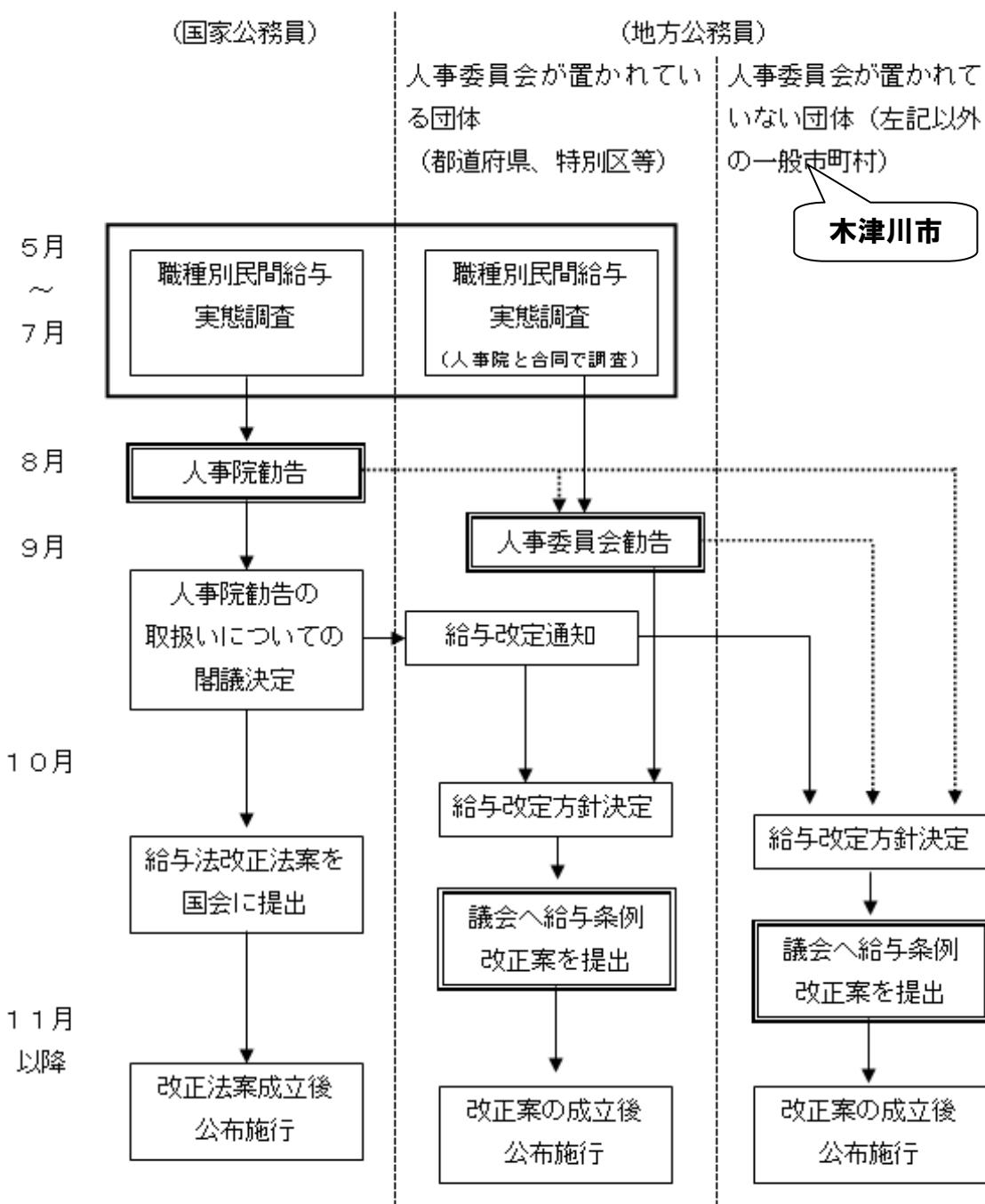
4～5 （略）

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○ 地方公務員の給与決定の仕組み

総務省HP <地方公務員の給与の体系と給与決定の仕組み>より抜粋

- 人事委員会が置かれている団体（都道府県、指定都市及び特別区等）においては、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合勘案して人事委員会が勧告を行い、国の勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。
- 人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。
- いずれの場合でも、議会の議決により、給与条例を改正することとなる。



○第2次木津川市行財政改革大綱 策定スケジュール（H24.10.30 時点）

年	月	日	事 項	内 容 等
24 年		5 9	第9回木津川市行財政改革推進本部	・策定方針決定 【本部】
	5	31	第16回木津川市行財政改革推進委員会	・諮詢 ・行財政改革進捗状況報告
	6	29	行財政改革推進委員会自主参加勉強会	
	7	3, 5, 6	行財政改革説明会（全職員対象）	・市長説明 ・グループ討議
	9	中下旬		・府内照会
	9	26	第17回木津川市行財政改革推進委員会	・第2次大綱（素案）審議
	10	30	第10回木津川市行財政改革推進本部	・中間案（たたき台）報告 【本部】
	11	8	第18回木津川市行財政改革推進委員会	・第2次大綱（中間案）審議
	12		第2次大綱中間案議会報告 職員提案募集（主に行動計画関係）	
	12		第2次大綱中間案パブリックコメント～	
25 年	1		～第2次大綱中間案パブリックコメント	・府内調整
	1		第19回木津川市行財政改革推進委員会	・第2次大綱（答申案）審議
	1 ～2		第2次大綱会長答申	
	1 ～2		第11回木津川市行財政改革推進本部	・第2次大綱策定 【本部】
	1 ～2			・府内照会・調整 ・行動計画素案作成
	2 ～3		第12回木津川市行財政改革推進本部	・第2次行動計画策定 【本部】
	3		第2次大綱等議会報告・ホームページ公開	

※ 行財政改革推進委員会 関係個所

※ 【本部】行財政改革推進本部 関係個所

※ このスケジュールは、現時点での案であり、今後の行財政改革推進委員会・推進本部の意見・審議状況等に基づいて、適宜変更を行うものです。